

令和4年度 いじめ防止基本方針

学校教育目標

未来につなぐ「生きる力」を身に付けた大串っ子の育成
～決してあきらめず、自立し、共生しようとする子ども～

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

【基本理念】

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。
- ・どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・いじめと疑われるものすべてに対応する（いじめ不対応ゼロに取り組む）。
- ・定期的な検査だけでなく、日常観察や保護者との連携を通じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導を継続していく。

基本方針で目指す子ども像

- ◎いじめをしない子ども
- ◎いじめを許さない（見逃さない）子ども
- ◎自他の生命を尊ぶ子ども
- ◎他人の心の痛みが分かる子ども

いじめ防止対策委員会等、組織について

- (1) 毎週1回、職員連絡会でその週の実態を把握し、全職員で情報を共有する。
- (2) 児童理解の会
毎月1回、配慮を必要とする児童について、全職員で現状についての情報交換及び指導についての共通理解を図る。
- (3) 校内委員会
毎月1回、特別支援の観点から配慮を必要とする児童について、関係職員で情報交換、指導方針の確認を行う。
- (4) いじめ対策委員会
いじめ防止基本方針の検討やいじめが発生した場合の措置を行うため、その中核とな

る組織として設置する。

管理職，教務主任，生活指導主任，養護教諭，当該学級担任

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，PTA会長・副会長，関係機関などを加えた拡大いじめ対策委員会を設置する。

いじめの防止について

【教職員の取組（計画）】

- 教師一人一人が，「分かる・できる・かかわり合う」授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに，学習に対する達成感・成就感を抱かせ，自己肯定感を味わわせ，自尊感情を育むことができるように努める。
- 児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる教育環境づくりに学校全体で取り組む（徹底的に個に寄り添う学校づくり）。
- 児童一人一人の人権意識を育てる。
- 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，教育活動全体を通して指導する。また，見て見ぬふりをすることや無視をすることも「傍観者」として，いじめに荷担していることを知らしめる。
- 道徳教育や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ，指導する。また，命の大切さについての指導も行う。
- 年度当初の児童の引き継ぎを複数で確実にを行い，一人一人の理解を深める。
- メディアの利便性・危険性について研修を深める。また，いじめ防止に関する研修会に参加する。
- 休み時間における巡回指導を計画的に行う。

【児童の取組】

- 集団登下校など異学年交流をとおして他者理解を深める。
- 学校行事や総合的な学習の時間や生活科等の体験学習を通して，道徳性を身に付ける。
- 地域行事や校区公民館活動に積極的に参加し，地域の一員としての自覚を深める。
- 児童会活動として，いじめ根絶運動に取り組む。

【保護者の取組】

- 「早寝・早起き・朝ご飯」を始めとした，基本的な生活習慣の確立に努める。
- 手をかけ，目をかけ，時間をかけ，心をかける子育てを心がける。
- 子どもが悩みごとなどを相談しやすい家庭の雰囲気づくりに努める。
- 日頃から学級担任との連絡を取り合い，相談体制を構築する。
- 学級PTAのテーマを実践する。
- 児童が使用する可能性があるパソコンやタブレット，スマートフォンには，フィルタリングを設定する。テレビを除くメディアの利用は，午後9時までとする。

いじめの早期発見について

【教職員の取組】

- 「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全ての教員が児童の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行うことにより，児

童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- 児童が日頃から相談したり、いじめを訴えたりしやすい環境づくりをする。
- 表情や行動等がおかしいと感じる児童がいる場合には、その都度、担任や管理職、生活指導主任に報告し、組織として見守り、支援を行う。
- 月一回の児童理解の会で、気になる児童、困り感をもっている児童の状況について共通理解を図る。
- 「学校生活に関するアンケート」（年2回）を行い、児童の悩みや人間関係を把握する。また、前述のアンケートに基づいて個人面談を実施する。
- 週案への記録と活用を図る。
- 年度当初の家庭訪問、夏季休業中の2者面談を実施し、保護者との信頼関係を構築し、児童に関する情報を共有する。
- いじめなどの問題行動について相談できる体制を整備し、相談窓口について、保護者への周知を図る。

【児童の取組】

- 学級活動で、いじめについて話し合い、自発的な活動を展開する。
- いじめが行われていると感じたときには、周囲の友達や先生、大人などに知らせたり、解消に向けて取り組んだりする。
- 「学校生活に関するアンケート」（年2回）に記入する。

【保護者の取組】

- 学級懇談会、PTA活動に積極的に参加する。
- 夏季休業中の2者面談に参加する。
- 学校に直接相談する（連絡帳、電話など）。

いじめに対する措置について

【教職員の取組】

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- 当該事案について、個別の聞き取り調査を行うなどの情報収集を綿密に行い、事実確認する。
- いじめられている児童の身の安全を最優先として考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- いじめ対策委員会を開催し、当該いじめについての共通理解と対応策を検討する。
- 深刻ないじめの場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- 被害・加害双方の児童同士の話し合いをする。また、家庭訪問を行い、保護者に事実関係を知らせ、今後の学校の方針を伝える。
- 学級・学校でいじめについての全体指導をする。
- 解決が長引く場合があるので、継続観察・継続指導を行う。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

○事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し対応する。教育委員会の協力を得ながら継続的に対応する。

○深刻な事案の場合は、保護者会やPTA総会等を開催し、保護者に報告するとともに問題解決に向けて、学校の取組に対する理解と協力を求める。

＜調査を要する重大事態の例＞

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・その他の場合

【児童の取組】

○当該いじめについての状況を確認するために、他の児童はアンケート調査や個別面談などに応じる。

○傍観者の立場にいても、いじめているのと同様であるということを理解する。

【保護者の取組】

○いじめ問題が起きたときには、学校との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を学校側に伝える。

○学校からの家庭訪問を受ける。また、被害者・加害者の保護者同士の話し合いを実施する。

○学級懇談会、PTA活動、PTA総会に参加する。

○学校になかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ相談ホットライン」などの公的機関に相談する。

【相談窓口】

◇親子ホットライン（県教育センター）	大村市	0120-72-5311
◇ヤングテレホン（県警察本部少年課）	長崎市	0120-78-6714
◇子ども・家庭110番（長崎こども・女性・障害者支援センター）	長崎市	095-844-1117
◇こころの電話（長崎こども・女性・障害者支援センター）	長崎市	095-847-7867
◇佐世保テレホン児童相談室（佐世保こども・女性・障害者支援センター）	佐世保市	0956-23-1117
◇こどもの人権110番（長崎地方法務局）	長崎市	0120-007-110
◇こども電話相談	西海市	0959-22-0750
◇大串小学校相談窓口	西海市	0959-37-0323

いじめが発生したときの対応

いじめの情報・通報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 子どもや保護者、地域住民から相談や通報があった場合



いじめの情報発見

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。



担任・生活種指導主任への報告

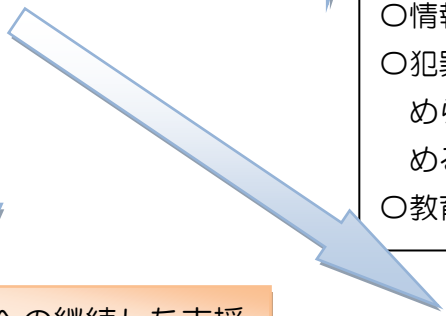
管理職への報告



いじめ対策委員会

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。

関係機関



- 情報の共有や今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。
- 教育委員会に報告する。状況によっては支援を要請する。

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守り通す。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い

- 加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。



保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

いじめ防止に向けた年間計画

月	学校行事・児童生徒の活動	教職員	保護者・地域
4月	授業参観 PTA総会	児童情報の引き継ぎ いじめ対策委員会 ※基本方針の確認	PTA総会・学級懇談会への参加 いじめ基本方針の確認 PTA評議員会
5月	運動会 保護者面談①	当初面談（情報交換）	運動会応援・参加 学校運営協議会 PTA評議員会
6月	ハイパーQUテスト 心を見つめる教育週間 授業参観 学校生活アンケート① 個人面談① 学校保健委員会	学校生活アンケートの分析 （各担任）	学級懇談会
7月	平和学習 保護者面談②	ハイパーQUテスト講習会参加 人権に関する研修会への参加	学級懇談会 PTA評議員会 （プール開放）
8月	登校日 平和集会	ステップアップセミナー参加	PTA除草作業
9月	授業参観 学校保健委員会 通学合宿		学級懇談会 PTA評議員会 学校運営協議会
10月	小体会	中間面談（情報交換）	PTA評議員会 単P球技大会参加
11月	学校生活アンケート② 個人面談② 学校評価アンケート	学校生活アンケートの分析 人権に関する職員研修	学校運営協議会
12月	人権週間 ふれあいマラソン大会	学校評価アンケート分析	ふれあいマラソン大会 応援
1月	薬物乱用教室（6年生）		学級懇談会 PTA評議員会
2月	春を迎える会 学校保健委員会	いじめ対策委員会 ※基本方針の見直し・修正	学級懇談会 学校運営協議会
3月	ありがとう集会	児童引き継ぎ情報の整理	

児童理解の会・校内委員会（毎月実施）
／
職員連絡会（毎週実施）

いじめ発見チェックポイント

1 いじめられている子どもが発するサイン

- 衣服の汚れや破れがある。
- 体に傷やあざがある。
- 頭痛や腹痛が続いている。
- 保健室への出入りが頻繁である。
- 元気がなく集中力が欠けている。
- 交友関係が急に変わっている。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- 文具や上履きが隠されている。
- 机やカバンの中などが荒らされている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
- 写真などの顔にいたずらされている。
- 特定の子どもの席に誰も座ろうとしていない。席の周りが開いている。ごみが散乱している。

2 学校生活でのチェックポイント

- 授業に遅れて教室に入ってくることが多い。
- 学級全体に覇気がない。
- 教師の話や指導が空回りしている。
- ひそひそ話や陰口が多い。
- 遅刻や欠席の数が多い。
- 学級で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐに上がっている。
- 特定の児童が発表すると、笑いや冷やかしかがおきている。

3 家庭でのチェックポイント

- ボタンが取れたり、服が破れたり、普通ではない汚れが目立ったりしている。
- 持ち物が頻繁になくなったり、買い与えた物を紛失したり、壊されたりしている。
- 成績が急に下降している。
- 土曜日や日曜日はことさら機嫌がよい。
- 朝の起床や登校が遅かったり、体の不調を訴えて遅刻・早退したりする。
- 友達や学校の話をしたがらない。
- 部屋に閉じこもりがちになったり、家族と視線を合わせるのを避けようとしたりする。

4 いじめている子どもが家庭で出すサイン

- 買ってやってない品物を持っている。
- お金の使い方が急に荒くなっている。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑したりした口調で話す。